

人にやさしいユニバーサルデザインタクシー整備事業費補助金交付要領

(趣 旨)

第1条 県は、障害の有無や年齢等に関わらず、地域住民はもとより本県を訪れる観光客も含めた誰もが気軽に移動できる公共交通利用環境を整備するため、ユニバーサルデザインタクシーを導入するタクシー事業者及びタクシー貸与事業者に対し、国及び関係市町村と協調して、人にやさしいユニバーサルデザインタクシー整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、当該補助金については栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) タクシー事業者

タクシー事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送事業で、福祉輸送事業限定事業を除く。）を営業者をいう。

(2) タクシー貸与事業者

タクシー事業者にタクシー車両を貸与する者をいう。

(3) ユニバーサルデザインタクシー

標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成24年3月28日付け国自旅第192号）に基づく認定を受けたユニバーサルデザインタクシーをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、県内の営業所にユニバーサルデザインタクシーを導入する事業とする。

(補助対象事業者)

第4条 補助対象事業者は、タクシー事業者及びタクシー貸与事業者とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、ユニバーサルデザインタクシーの車両本体・車載機器類の整備に要する経費の額とする。

2 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない。

(補助金の額及び限度額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、市町村の補助する額以内とし、かつ、補助対象経費に1/6を乗じて得た額以内の額とする。ただし、1台あたり30万円、かつ、国の補助する額の1/2を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、第1号様式による交付申請書に次の書類を添えて、知事が定める日までに知事に提出するものとする。

(1) タクシー事業者又はタクシー貸与事業者に対する国土交通大臣の補助交付決定通知書の写し

(2) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、前条の規定により提出された交付申請書等を審査の上、正当と認めるときは補助金の交付決定を行い、当該申請者にその旨を通知するものとする。

(補助対象事業の変更等の申請)

第9条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、遅滞なく第2号様式による交付決定変更申請書に所定の書類を添えて、知事に提出するものとする。ただし、軽微な場合を除く。

2 前項に規定する軽微な場合とは、補助対象経費の10%以内の減額が生じるときとする。

(補助金の変更交付決定)

第10条 知事は、前条の規定により提出された交付決定変更申請書等を審査の上、正当と認めるときは補助金の交付決定の変更を行い、当該申請者にその旨を通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業を完了したときは、その完了後20日以内に第3号様式による実績報告書を知事に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条の規定により提出された実績報告書等を審査の上、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであると認めるときは額の確定を行い、当該申請者にその旨を通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定により通知を受けた補助対象事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、第4号様式による交付請求書を知事に提出しなければならない。

(取得財産等の管理)

第14条 補助対象事業者は、補助対象事業により取得した車両については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第15条 補助対象事業者は、補助対象事業により取得した車両について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の定める耐用年数(以下「耐用年数」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。また、耐用年数を経過するまでの期間に自動車検査証を更新したときは、第5号様式により、すみやかにその写しを提出しなければならない。

2 前項の車両を処分しようとするときは、補助対象事業者は、あらかじめ第6号様式による財産処分申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち、第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者が利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を県に納付させることとする。

(補助金の経理等)

第16条 補助対象事業者は、補助金にかかる経理について他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくものとする。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿及び補助金の経理にかかる証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

(補助金の交付の取り消し及び返還)

第17条 知事は、補助対象事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 本要領の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定の条件に違反したとき。
- (3) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

(ユニバーサルデザインタクシーの普及・啓発)

第18条 補助対象事業者は、ユニバーサルデザインタクシーの普及及び啓発に関する取組について、事業計画に記載し、それを適切に実施するものとする。

附 則

(適用年度)

- 1 この要領は、平成30年度分の補助金から適用する。
- 2 この要領は、平成32年度分限り、その効力を失う。

附 則

(適用年度)

この要領の一部改正は、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

(適用年度)

- 1 この要領は、令和3年度分の補助金から適用する。
- 2 この要領は、令和7年度分限り、その効力を失う。

(注意) 様式はすべて日本工業規格A列4番とすること。